

1.5.1_処理施設の概要

苅田セメント工場

【産業廃棄物処分業許可】

許可の年月日	平成29年3月6日
許可の有効期限	平成36年3月5日
許可番号	第04020002604
事業の範囲	中間処理(焼成) : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については自動車等 破砕物を含む)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、 政令第2条第13号廃棄物 以上17品目 中間処理(熱処理・焼成) : 廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む) 以上1品目
設置場所	福岡県京都郡苅田町長浜町7番
処理能力	焼成施設 10,483 t /日 (24時間) 熱処理・焼成施設 92.1 t /日 (24時間)

【一般廃棄物処理施設】

許可の年月日	平成16年6月7日
許可番号	第46号
施設の種類	ごみ処理施設 [焼成施設]
処理する一般廃棄物の種類	RDF、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、 がれき類、燃え殻、ばいじん、汚泥、溶融スラグ、動植物性残さ、 動物系固形不要物、木くず、繊維くず
設置場所	福岡県京都郡苅田町長浜町7番
処理能力	2,268 t /日 (94.5 t /h × 24h)

維持管理計画書

産業廃棄物の維持管理は次の通りとします。

(1) 囲い等

部外者がみだりに当該施設内に立ち入るのを防止するため、囲い・フェンス等を当社荏田セメント工場敷地境界に設置する。

(2) 表示等

ア) 立札その他の表示は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき項目に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な処置を講じる。

イ) 立札等が破損した場合は直ちに補修する。

(3) 処理能力に見合った処理

ア) 産業廃棄物の量が当該設備の保管・処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に計量を実施する。

イ) 施設での産業廃棄物の処理は、当該施設の処理能力を超えないように実施する。

(4) 飛散の防止

設備の周囲に囲い・フェンス等を設置するなど必要な措置を講じ、飛散を防止する。

又、必要に応じ容器等に密閉した状態で保管し、飛散を防止する。

(5) 害虫等の発生防止

産業廃棄物の処理施設においては、蚊及び蠅等の害虫発生を防止するために、必要に応じ殺虫剤を散布するなどの処置を講ずるとともに、施設内の清掃を保持する。

(6) 騒音の防止

必要に応じサイレンサを取り付ける。

(7) 振動の防止

ア) 十分な基礎重量を確保する。

イ) 必要に応じ、防振ゴムを取り付ける。

(8) 粉塵の防止

清掃車を運転するなど必要な措置を講じ、施設周辺の清掃を行い粉塵の発生を防止する。

(9) 排ガスの検査

ア) セメント焼成炉及び廃プラ燃料化設備の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。

イ) 大気汚染防止法に基づき排ガスの測定を定期的実施する。

(10) 火災の防止

消火器等を設置し、常に管理を行い所定の能力を発揮できるよう点検整備を行う。

(11) 定期的な点検、機能検査

施設の正常な機能を維持するために、年間1回の定期的な施設停止(30日程度)を実施し、定期点検及び修理を実施する。

(12) 日常の設備の維持管理

施設の正常な機能を維持するために、日常点検を実施する。

(13) 記録及び保存

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、セメント焼成炉操作室、または荏田セメント工場事務所内に3年間保存する。

(14) 異常事態の対応

施設から飛散する等の異常な事態が生じた場合は、直ちに施設の運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。

(15) 事故の防止

常に事故を防止するための管理室からのプロセス監視、現場巡回監視および点検を実施する。特に地震、台風、大雨等の際には現場巡回監視を重点的に実施し、飛散や流出等の事故の恐れがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止する。

(16) 使用道路

産業廃棄物搬入時に使用する構内道路は、常に清掃し、清潔の保持に努める。

(17) 搬入時の産業廃棄物の確認

ア) 処理契約を結んだもの以外の廃棄物が搬入されないよう排出業者、運送業者との連絡体制を確立する。

イ) 事前に排出業者、運搬業者と協議し、排出業者および運搬業者の識別カードを準備することによって処理不可能な廃棄物の受入を防止する。

ウ) 処理する産業廃棄物の種類および数量を確認する。

エ) 荷卸された産業廃棄物に不適な物が認められた場合は、これを除去する。

(18) 周辺地域への配慮

処理施設等の維持管理にあたっては周辺住民との調和が取れるよう、敷地境界に面した場所に緑地を整備する等の環境整備を図り、周辺地域の生活環境保全に努める。

(19) 産業廃棄物の保管を行う場合の措置

ア) 産業廃棄物は、飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないような施策（屋内や密閉容器の保管等）を講じる。

イ) 産業廃棄物の保管場所である旨等、保管に関し必要な事項を表示した掲示板を見やすい箇所に設ける。

ウ) 保管の場所は、ねずみが生息し、及び蚊、蠅その他の害虫が発生しないようにし、かつ、必要に応じ殺虫剤を散布するなどの処置を講ずるとともに清掃し、清潔に保つ。

(20) 事故時の対応

事故発生時には、別表－1に示す荊田セメント工場の事故及び緊急事態発生時の緊急連絡網に基づいて対応する。

(21) セメントの品質管理

製造したセメントを連続サンプリングし、性状の分析（JISに準ずる）を実施して品質の確認および管理を行う。

[別表－1]

排ガスの性状の測定頻度に関する事項

項目	測定内容	測定部位	測定頻度
排ガス (セメント焼成炉)	硫黄酸化物	煙突	2ヶ月毎に1回
	窒素酸化物	煙突	2ヶ月毎に1回
	ばいじん濃度	煙突	2ヶ月毎に1回
	塩化水素	煙突	6ヶ月毎に1回
	ダイオキシン類	煙突	3ヶ月毎に1回